

魚津市告示第149号

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月30日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木材生産　魚津市内における森林の間伐、主伐等の森林整備及び原木・原板の一次加工をいう。
- (2) 林業電気料金　木材生産に使用するため、魚津市内の作業所で使用した電気料金をいう。
- (3) 林業燃料　木材生産に使用するため、魚津市内に事業所を有する石油販売事業者から購入する軽油をいう。
- (4) 林業者　魚津市内に事業所が所在し、木材生産をしている事業者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、電気料金及び燃料価格の高騰により経済的影響を受けた林業者に対して、経営の継続及び安定化を図るため、林業電気料金及び林業燃料に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書の提出時点で、規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない林業者とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金額
林業電気料金	令和4年3月分から令和4年9月分までの支払額と令和5年3月分から令和5年9月分までの支払額の差額	補助対象経費に4分の1を乗じた額
林業燃料	令和5年3月1日から令和5年9月30日までに納品を完了した林業燃料の購入費用	林業燃料の購入量に1リットル当たり6円を乗じた額

2 補助対象経費のうち、消費税及び地方消費税相当額分は、補助対象外とする。

3 算出した補助金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年2月29日までに、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書（様式第2号）
- (2) 電気料金領収書（令和4年3月分から令和4年9月分まで）及び電気料金領収書（令和5年3月分から令和5年9月分まで）の写し
- (3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書（令和5年3月納品分から令和5年9月納品分まで）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）又は魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から提出される請求書に基づき、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの

要綱に違反したとき、又は市長の処分に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第8条から第10条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

魚津市長　　宛

申請者　所在　地

事業者名

代表者名

電話番号

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額

金　　円

2 添付書類

- (1) 魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書（様式第2号）
- (2) 電気料金領収書（令和4年3月分から令和4年9月分まで）及び電気料金領収書（令和5年3月分から令和5年9月分まで）の写し
- (3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書（令和5年3月納品分から令和5年9月納品分まで）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

「誓約・同意事項」

- 1 申請に係る電気料金及び燃料は、全て木材生産に使用していること。
- 2 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 3 暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してい

ないこと。

- 4 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと、又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 5 魚津市長が、申請審査のため住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得すること。
- 6 魚津市長から、本申請書及び添付資料の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第2号（第6条関係）

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書

1 林業電気料金の実績

	令和4年電気料金 (円)	令和5年電気料金 (円)
3月分		
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
合計	①	②
補助対象経費 (② - ①)		③ 円
補助金額 (③ × 1 / 4 ※円未満切捨)		A 円

2 林業燃料の実績

	令和5年燃料購入量 (リットル)
3月納品分	
4月納品分	
5月納品分	
6月納品分	
7月納品分	
8月納品分	
9月納品分	
燃料購入量(合計)	④ リットル
補助金額 (④ × 6円)	B 円

3 申請額 (A + B) _____ 円

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付決定通知書
兼額の確定通知書

年 月 日 付けで交付申請のあった魚津市林業燃料等価格
高騰対策支援事業補助金について、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業
補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通
知します。

年 月 日

魚津市長

印

交付決定額及び確定額

金 円

様式第4号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日 付けで交付申請のあった魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金については、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

交付しない理由